

多久市『人・自然 環境創出』再生計画 変更申請 新旧対照表

新	旧
<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) 多久市の特性 《省略》</p> <p>(2) 計画の意義及び目標 《省略》</p> <p>【目標1】 汚水処理施設の整備促進 (汚水処理人口普及率を約46%から<u>51.0%</u>に 向上)</p> <p>【目標2】 《省略》</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>公共下水道事業においては、平成10年8月19日に下水道法の事業認可で93haを、平成17年7月26日には事業の変更認可で70haを受けた。なお、平成17年6月17日には地域再生計画の認定により変更認可の一部である47.</p>	<p>4 地域再生計画の目標</p> <p>(1) 多久市の特性 《省略》</p> <p>(2) 計画の意義及び目標 《省略》</p> <p>【目標1】 汚水処理施設の整備促進 (汚水処理人口普及率を約46%から<u>50.8%</u>に 向上)</p> <p>【目標2】 《省略》</p> <p>5 目標を達成するために行う事業</p> <p>5-1 全体の概要</p> <p>公共下水道事業においては、平成10年8月19日に下水道法の事業認可で93haを、平成17年7月26日には事業の変更認可で70haを受けた。なお、平成17年6月17日には地域再生計画の認定により変更認可の一部である47.</p>

9 ha の事業促進を図り、平成 16 年度末における汚水処理人口普及率 26 % を平成 21 年度末においては約 46 % まで向上することが見込まれる。

今回の地域再生計画汚水処理施設整備交付金事業により取り組む公共下水道事業の地区は、既認可区域で平成 21 年度末までに整備が完了していない地区の 4.4 ha と平成 22 年度に認可取得予定の約 3.1 ha を合わせた 7.5 ha の内、補助対象区域の 6.9 ha である。当該地区の生活環境の改善を図り、汚水処理人口普及率を 51.0 % に向上させることを目指す。さらに、整備拡大に伴い、現在の処理場では処理能力がオーバーするため、処理槽の 2 棟目を建設し 3 系列目の設備を増設する。

また、浄化槽設置事業については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地域として要件を満たしており、個人設置型により、公共下水道事業や農業集落排水事業の認可地区以外の市内全域を対象に整備を図り、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化の促進を図る。

さらに、行政や民間事業者による優良な宅地造成の開発や定住人口対策として持ち家新規取得者に対して助成等を行い、社会動態による人口の減少に歯止めをかける。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

9 ha の事業促進を図り、平成 16 年度末における汚水処理人口普及率 26 % を平成 21 年度末においては約 46 % まで向上することが見込まれる。

今回の地域再生計画汚水処理施設整備交付金事業により取り組む公共下水道事業の地区は、既認可区域で平成 21 年度末までに整備が完了していない地区の 4.4 ha の内、補助対象区域の 3.8 ha である。当該地区の生活環境の改善を図り、汚水処理人口普及率を 50.8 % に向上させることを目指す。さらに、整備拡大に伴い、現在の処理場では処理能力がオーバーするため、処理槽の 2 棟目を建設し 3 系列目の設備を増設する。

また、浄化槽設置事業については、「浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱」に定める「水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域（有明海流域）」の対象地域として要件を満たしており、個人設置型により、公共下水道事業や農業集落排水事業の認可地区以外の市内全域を対象に整備を図り、機動的、横断的な汚水処理施設整備を推進し、水洗化の促進を図る。

さらに、行政や民間事業者による優良な宅地造成の開発や定住人口対策として持ち家新規取得者に対して助成等を行い、社会動態による人口の減少に歯止めをかける。

5-2 法第五章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成10年8月に事業認可
平成17年6月に事業変更認可
平成23年3月に事業変更認可予定

・ 浄化槽

[事業主体]

- ・ いずれも多久市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道
- ・ 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 多久市北多久町大字多久原の一部
多久市北多久町大字小侍の一部
多久市多久町の一部
多久市南多久町大字下多久の一部
- ・ 浄化槽（個人設置型） 多久市内のうち、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域並びにコミュニティ・プラント事業採択区域を除く地域

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・ 公共下水道・・・平成10年8月に事業認可
平成17年6月に事業変更認可

・ 浄化槽

[事業主体]

- ・ いずれも多久市

[施設の種類]

- ・ 公共下水道
- ・ 浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・ 公共下水道 多久市北多久町大字多久原の一部
多久市北多久町大字小侍の一部
多久市多久町の一部
- ・ 浄化槽（個人設置型） 多久市内のうち、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択区域並びにコミュニティ・プラント事業採択区域を除く地域

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成22年度～26年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成22年度～26年度

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 1,506,200千円
(うち、交付金 779,210千円)
- ・ 浄化槽(個人設置型)
事業費 79,370千円
(うち、交付金 26,456千円)
- ・ 合計 事業費 1,585,570千円
(うち、交付金 805,666千円)

[整備量]

- ・ 公共下水道 処理人口 413人
管渠工 $\phi 150$ mm
L=7,950m
面整備 A=69ha
汚水処理施設
処理槽2棟目
2池(1,500m³/日)
設備3系列目
1池(750m³/日)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 処理人口 580人
設置総基数 200基

[事業期間]

- ・ 公共下水道 平成22年度～26年度
- ・ 浄化槽(個人設置型) 平成22年度～26年度

[事業費]

- ・ 公共下水道 事業費 784,500千円
(うち、交付金 416,300千円)
- ・ 浄化槽(個人設置型)
事業費 79,370千円
(うち、交付金 26,456千円)
- ・ 合計 事業費 863,870千円
(うち、交付金 442,756千円)

[整備量]

- ・ 公共下水道 処理人口 363人
管渠工 $\phi 150$ mm
L=5,450m
面整備 A=38ha
汚水処理施設
処理槽2棟目
2池(1,500m³/日)
設備3系列目
1池(750m³/日)
- ・ 浄化槽(個人設置型) 処理人口 580人
設置総基数 200基